

公 告

令和8年4月23日

本組合事業規程第125条第2項に基づき、令和8年産畑作物共済（大豆）に係る単位（1kg）当たり共済金額一覧表を下記のとおり公告する。

長崎県農業共済組合
組合長理事 大川 利浩

記

(円)

共済目的の種類	類区分	引受方式	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	
大豆	1類	全相殺方式、 半相殺方式	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆(交付金申請者)のうち課税対象農業者に係るもの	287	258	230	201	172	113	102	90	79	68
			乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆(交付金申請者)のうち免税対象農業者に係るもの	296	266	237	207	178	113	102	90	79	68
			乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆(交付金非申請者)	113	102	90	79	68					
			乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆のうち、種子の用に供することを目的とするもの	384	346	307	269	230					
	6類	地域インデックス方式	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種であり、田で耕作する大豆(交付金申請者)のうち課税対象農業者に係るもの	287	258	230	201	172	113	102	90	79	68
			乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種であり、田で耕作する大豆(交付金申請者)のうち免税対象農業者に係るもの	296	266	237	207	178	113	102	90	79	68
			乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種であり、田で耕作する大豆(交付金非申請者)	113	102	90	79	68					
			乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種であり、田で耕作する大豆のうち、種子の用に供することを目的とするもの	384	346	307	269	230					
	7類	地域インデックス方式	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種であり、畑で耕作する大豆(交付金申請者)のうち課税対象農業者に係るもの	287	258	230	201	172	113	102	90	79	68
			乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種であり、畑で耕作する大豆(交付金申請者)のうち免税対象農業者に係るもの	296	266	237	207	178	113	102	90	79	68
			乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種であり、畑で耕作する大豆(交付金非申請者)	113	102	90	79	68					
			乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種であり、畑で耕作する大豆のうち、種子の用に供することを目的とするもの	384	346	307	269	230					